

平成21年度における 耐用年数と償却資産申告書等の取扱いについて

1 耐用年数省令の一部改正の影響について

(耐用年数省令の一部改正)

平成20年の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に、機械及び装置については390区分を55区分へ見直す全面改正が行われました。

(固定資産税における耐用年数)

固定資産税(償却資産)における耐用年数は、総務大臣の告示である『固定資産評価基準』で定められており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。このため、平成21年度以後の固定資産税(償却資産)においては、改正後の耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6を適用することになります。

(固定資産税における適用年度)

固定資産税(償却資産)においては、**決算期等に関わりなく、既存分を含めて、平成21年度分の固定資産税から改正後の耐用年数が適用となります。**

したがって、平成21年度の評価額の計算は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することとなります(取得当初に遡及して再計算するものではありません。)

なお、企業電算処理方式により申告される場合、耐用年数の変更を行う資産については、「取得価額を基礎とする方法」による算出はできません。「前年度評価額を基礎とする方法」により算出してください(『平成20年度 申告の手引き』12ページ参照)。

※法人税・所得税における取扱いについては税務署等へご確認ください。

2 地方税法施行規則の改正による償却資産申告書の様式改正について

平成20年の税制改正において、理論帳簿価額算出の根拠である地方税法第414条が削除されました。これに伴い、地方税法施行規則で規定している償却資産申告書（第26号様式）等の各種様式も一部改正となりました。

※改正後の地方税法施行規則第26号様式（提出用）は、平成20年4月30日付け官報の特別号外第9号223頁に掲載されています。詳細は[こちら](#)をクリックしてください。

なお、東京都23区における平成21年度以後の償却資産申告書等については、改正後の地方税法施行規則様式に準じたものとする予定です。

平成20年7月

